

西東京市の概要

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市および小金井市、東は練馬区、西は小平市および東久留米市に接しています。

地勢は、北に白子川（しらこがわ）、中央部に新川（しんかわ、白子川支流）、南部に石神井川（しゃくじいがわ）があり、川の沿岸が2メートルから3メートルの低地となっているほか、一般に西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層（植物の育成に適している）で厚さ10メートル以上の所が多くなっています。

人口 205,790 人（令和4年8月1日現在）

世帯数 100,982 世帯（令和4年8月1日現在）

高齢化率 24.2%（令和4年8月1日現在）

面積 15.75 km²



重層的支援体制の構築

～地域共生社会の実現にむけて～

＜地域共生社会の実現＞

西東京市では、第4期西東京市地域福祉計画（H31.3月策定）において、市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会、
《西東京市版地域共生社会》の実現を目指すこととしました。

そのための重点的な取組として

- ①地域共生社会を実現する上での基礎となる、“つながりづくり”
 - ②困ったときに誰もが気軽に相談できる、“相談体制づくり”
 - ③必要な情報を必要な人に分かりやすく提供していく、“情報発信の工夫”
- の3つの取組を掲げています。

■西東京市版地域共生社会イメージ



＜包括的な支援体制の構築＞

地域共生社会の実現にむけて、地域においては、人々が困りごとに気づき、解決したり行政などにつなぐための仕組みづくりが必要となり、行政においてはつながった困りごとの解決に向けて、あらゆる分野・機関が連携し包括的に支援を行うことで地域の活動を支える仕組みが必要となります。

＜重層的支援体制の整備＞

このような地域における取組と行政における取組が、相互に関わりながら包括的な支援に結び付けるための仕組みとして、
《重層的支援体制》の整備に取り組んでまいります。



重層的支援体制の構築 ～地域共生社会の実現にむけて～

＜相談支援の取組＞

各分野別の既存の事業・機能をベースにする基本型事業・拠点として、相談支援機関の連携により相談を受け止める相談支援体制を基本としています。

また、「どこに相談したらよいかわからない」という市民の方の相談について、「ほっとネットステーション」にいる地域福祉コーディネーターが相談を伺い、専門の窓口につなげたり、解決に向けて一緒に考え、解決のための仕組みづくりに取り組みます。

複雑化・複合化した課題を持つ相談に対する支援を行うに当たっては、本人同意を得た上で、多機関協働事業者の主催により重層的支援会議を開催し、支援プランの検討、評価や社会資源の把握、開発に向けた検討等を行う。また、早期の支援体制の検討を進めることが必要となる場合や、情報提供・情報共有が必要となる場合は、市（地域共生課）の招集により社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議を実施する。

＜参加支援の取組＞

各分野別の社会参加に向けた事業に加え、本人のニーズ・希望よと地域の社会資源との調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的に実施する。

地域福祉コーディネーターが、これまでも市内で実施されている居場所に関する事業など地域づくり事業と連携しながら、本人を社会資源とつなぎを支援し、あるいはつなぎ先の開拓を行う。

＜地域づくりの取組＞

年齢、居住エリアなど属性別の地域活動や、対象者の属性を問わない地域活動など、これまでも市内で実施されてきた活動を活かしつつ、交流や学習の機会の提供など、活動の活性化のための支援を実施する。

西東京市における重層的支援体制整備事業イメージ

包括的相談支援事業

既存

- ・ 地域包括支援センター (高齢者支援課：8ヶ所)
- ・ 基幹相談支援センター (障害福祉課：2ヶ所)
- ・ 子育て世代包括支援センター (健康課：1ヶ所)
- ・ 地域子育て支援推進員 (幼児教育・保育課：1ヶ所)
- ・ 生活サポート相談窓口 (地域共生課：1ヶ所)

※法に示された事業。その他の窓口も相談の入り口になりうる。

地域づくり事業

既存・一部改編

- ・ 地域介護予防活動支援事業 (高齢者支援課)
- ・ 生活支援コーディネーター (高齢者支援課：1ヶ所)
- ・ 地域活動支援センター (障害福祉課：3ヶ所)
- ・ 地域子育て支援センター (幼児教育・保育課：5ヶ所)
- ・ 子育て広場 (子ども家庭支援センター：2ヶ所)
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (地域共生課)

多機関協働事業

重層的支援会議・支援会議

新規

- ・ 地域共生課
- ・ 地域福祉コーディネーター
- ・ 包括的相談支援事業等相談支援に関わる機関

支援プランの作成

複合的な相談

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域福祉コーディネーター

連携先 (例)

- ・ 民生委員児童委員
- ・ ボランティア (ほっとネット推進員等)
- ・ 居場所づくり (地域の縁側プロジェクト等)
- ・ ふれあいのまちづくり活動 (助け合い活動、住民懇談会)

既存・一部改編

参加支援事業

地域福祉コーディネーター

連携先 (例)

- ・ 地域の居場所づくり (地域の縁側プロジェクト等)
- ・ 地域資源 (住民、団体、事業者等による自主活動等)
- ・ 公的支援 (居住、就労等)

既存・一部改編

地域住民

相談

支援

相談

支援